

第 8 回 自殺総合対策の在り方検討会

平成 1 9 年 4 月 9 日 (月)

内閣府 政策統括官 (共生社会政策担当)

自殺総合対策の在り方検討会（第8回）

日時 平成19年4月9日（月）15時00分～

場所 中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

議事次第

1．開会

2．意見交換

自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめについて

その他

3．閉会

< 配布資料 >

資料 自殺総合対策の在り方検討会報告書（案）

参考 第7回自殺総合対策の在り方検討会議事録

中村座長 定刻になりましたので、第8回「自殺総合対策の在り方検討会」を開催いたします。

今日は、天本宏委員と高橋信雄委員が、御都合で御欠席ですが、ほかの皆様は御出席いただきありがとうございます。

本日は高市大臣にも御出席いただき、本当にありがとうございます。後ほどごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最初に、いつものようにお手元にお配りしてあります議事録についてお諮りします。内容については、もう既に事務局から確認をいただいていると思いますので、この議事録を公表いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、異議がないようですので、公表させていただきます。

続きまして、本日の議題に移ります。前回、お伝えいたしましたけれども、今回は報告書（案）について議論をいただき、できたら、今日、この報告書を仕上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

前は、報告書の議論のたたき台という形で御意見をいただきまして、それを踏まえて事務局が報告書（案）としてまとめております。

まず、事務局の方から、この資料について御説明をお願いします。

高橋参事官 それでは、お手元にお配りしております「自殺総合対策の在り方検討会報告書（案）」につきまして、御説明をさせていただきます。

前回、3月23日の会議のときに、報告書の議論のたたき台ということでお諮りをいたしまして、御意見をいただきました。その後、2週間余りの間に二度にわたりまして、委員の皆様方からは、たくさんの御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。お陰様をもちまして、このような形で報告書（案）としてまとめることができました。

それでは、お時間の関係もございますので、前回のたたき台との主な相違点というところにつきまして、御説明をさせていただきますと思います。

報告書の1ページ目が、前回の会議でも座長の方からお話がありましたが、序文ということで、座長にお書きをいただいております。これは、前回のたたき台にはなかった部分でございます。

2ページ目でございますが「はじめに」というところで、真ん中の辺りの自殺未遂のところでございますけれども「自殺未遂が既遂に比べて少なく見積っても」という表現を追加しております。

3ページ目でございますが、2つ目のパラグラフの最初の行に、17年7月の参議院の厚生労働委員会の決議、また、自殺対策基本法的前提の中に、WHOの世界自殺予防デーで言及されました自殺は避けられる死というところの認識に立てというところを明確に位置づけております。

3ページ目の下のパラグラフの中で、総合的な自殺対策の内容というものをわかりやすく解説してはどうかという御意見をいただいております。

そこで、3行目からですけれども、精神保健的な視点だけでなく、社会経済的な視点も含めた包括的な取組み。また、それがさまざまな組織、人々が協力する中で、事前、危機対応、事後という3段階に応じた意味での各段階に応じた取組みが総合的という表現とさせていただきます。

4 ページ目でございますけれども「はじめに」の最後の部分で、目的のところ、当初たたき台の中では必要のない世の中には、必要のない人などいない。共生社会に向けてという言葉でまとめておりましたけれども、ここにつきましては、基本法の目的であります、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に向けてという形でまとめをさせていただきました。

5 ページ目でございます。最初のパラグラフの「自殺の背景・原因」の最後の部分で、WHOによればということで、うつ病等の精神疾患の治療によって、自殺率を引き下げることができるということで、当初、最低でも3割という数字を入れた表現としておりましたが、WHOの正式な文章の中からは、この数字というのが言及されていないということで、数字を除きまして、引き下げることができるというふうに修正をしております。

6 ページでございます。一番上に「自殺のサイン」ということで、自殺予防十箇条ということで知られております、このものを参考に追加をしております。

それから「自殺予防の基本方向」の中で、第一、第二と分かれておりますが、第一は専ら社会的要因に対する取組み。

第二は、心の健康問題に対する取組みということで整理をいたしまして、7 ページ目の真ん中ほどのパラグラフ、更に問題を抱えたときという危険な状態に追い込まれないためというのを、第一から第二の方に移動をしております。内容は同じでございます、第一から第二の方に移したということでございます。

また、8 ページでございますが、の事前予防のところに「心身の健康の保持増進への取組」という言葉を追加しております。

9 ページでございますが、のマスメディアへの期待というところに「自主的な取組への期待」という言葉を追加しております。

10 ページが、同じく上から3行目でございますが、適正な自殺報道とございましたのを「自殺要望に資する自殺報道」という形に修正いたしますとともに、WHOのマスメディアの手引きの中から、報道に際して是非すべきこと、してはならないことということで、一部抜粋をいたしまして、ここに掲載をしております。

11 ページでございます。「青少年の自殺の特徴」ということで、3つ目のパラグラフの中で、携帯電話の使い方という御意見に応える形で「携帯電話のフィルタリング機能の普及が進んでいない」という表現追加させていただきました。

また、このページの一番下のところに、青少年ですとか、子ども、思春期といった言葉の定義ということで、青少年育成施策大綱に基づいた形で、4つの言葉の定義をいたしております。

12 ページでございます。「青少年の自殺対策の基本的方向」の2つ目のパラグラフといたしまして、学校の保健の教科書に精神疾患、自殺についての記述が、現在、なくなっているということで、3行目から「子どもに自殺やうつ病等の精神疾患についての正しい知識を伝えていくことが」という表現を追加させていただきました。

また、13 ページの一番下のパラグラフですが、青少年、学校だけではなく、勤労青少年の問題についても言及をしております。

14 ページでございます。「中高年の自殺の特徴」ということで、2つ目のパラグラフの中で、中ほど、いわゆる過労自殺等、社会的要因に基づく自殺の傾向というもの

に言及すべきということで、長時間労働等からストレスを感じている労働者が6割を超えていること。また、精神障害による労災補償の状況というものの表現を追加しております。15ページ一番上のところに「うつ病のサイン」ということで、それぞれ自分で感じる症状、周りから見てわかる症状、身体に出る症状ということで、表の追加をしております。16ページでございますが、2つ目のパラグラフのやや下の方に、前半の記述が雇用者に割合特化した表現でございましたので、企業に属していない農林漁業者、また自衛業者に対する取組みということで、保健所等の地域保健、また、農業協働組合等、商工会等の団体を通じた「心の健康の保持増進」という形での表現を追加しております。

18ページでございますが、最後のパラグラフで、在宅介護の問題の中で「特に」以下、同居の親族がいて、就労している場合の負担が身体的、心理的負担が大きくなるということの表現を追加しております。

19ページでございます。「(1) 調査研究の推進等」ということで、3つ目のパラグラフの終わりの部分でございますが、検死官制度、また「検死で得られた情報を同種の自殺の再発防止に役立てることを検討」という表現を追加しております。

20ページでございますが「主な施策例」の中で、実態調査については、経済生活問題に対する実態の把握というものが重要という御意見をいただきまして、最初のと2つ目のともに社会的要因を含めた実態の解明という形での追加をしております。

22ページでございますが、最初の行に自殺者の公表時期でございますが、警察での自殺の概要の発表時期が6月ごろになるということで、それをなるべく早めるほか、また、都道府県ごとの自殺者数というの、47都道府県すべてでは対応できておりませんので、そういったこと取組みも必要であるという表現を追加しております。

23ページでございますが、人材の確保の中で、表現上、コメディカルという言葉を使っておりましたが、一般の方にもわかるようにということで、前回の会議でもいろんな御提案をいただきましたが、これは心理職等という表現に改めさせていただいております。

24ページでございます。「(4) 職域、学校、地域等における心の健康の保持に係る体制の整備」ということで、2つ目のパラグラフの「なお」以下の部分でございますが、いわゆる事業場外の資源、EAPと言っておりますが、事業場外の相談機能にも充実という表現を付け加えております。

併せて25ページの「主な施策例」の4つ目のの中に、企業または健康保険組合といった事業場外の相談機能の整備の推進という表現を追加しております。

27ページでございますが、医療提供体制の整備の中で「さらに」からのパラグラフでございますけれども、人材の確保の中で述べた、精神科医療体制の整備の中で、それを人材育成の方で述べました心理職等の人材を活用するための推進方策の検討が必要という表現を、これは一部わかりにくい表現でしたのを、少しわかりやすく書き改めております。

続きまして、28ページでございます。「(6) 自殺発生回避のための体制の整備等」の4つ目のパラグラフの中で、前回、御議論をいただきました、いわゆるインターネット自殺またはインターネット上の予告事案に対する対応、また、名誉毀損等の違法有害情報への対応ということと併せて、ここに記述の追加をしております。

29ページの、この章の最後の部分に、学校におけるいじめ対策ということで、文部科学省の検討会での御意見を参考にさせていただきながら、社会全体で学校がいじめに対する仕組みづくりといたしますか、対応していく検討が必要という記述を追加しております。

30ページ目でございますが、上の2つ目のの中で、WHOのマスメディアの手引きの周知の対象として、報道学者以外にも、いわゆるインターネット等で事業を発信している事業者も対象に加えるということを追加してございます。

30ページ目が自殺未遂者に対する支援ということでございます。3つ目のパラグラフの中で、学校においてもということで、いわゆる学校で起こった自殺未遂者への対応ということで、単に養護教諭、スクールカウンセラーの協力の下に、継続的なカウンセリングの必要というのを追加してございます。

また、施策例のところ、医療的な対応と、それ以外、いわゆる地域での保健的な対応ということで、少し混乱をしておりましたので、順序を整理いたしまして、最初の部分が医療的な対応、後半の部分が治療が終わった後の地域での対応という形で整理しております。

少し飛びまして、34ページでございます。「第4 目標設定及び推進体制について」の「(1)自殺対策の数値目標の在り方」というところで最初に諸外国の説明をしております。この中で、やはり各国とも目標設定の考え方としては、過去の最小値を若干下回る水準を目安としたというような表現が適当ではないかという御意見をいただきまして、そのような形で、2行目になりますが、追加をさせていただいております。

それと、参考資料という形で、今回、これまでに8回の会議の中で、事務局の方から提出いたしました資料につきまして、追加で添付をしております。

また、本文中で、小さな文字でちょっと見にくかったと思っておりますけれども、参考文献ということで、1～16まで、それぞれ出典となる根拠を明らかにしております。

参考資料につきましては、39ページから自殺対策の推進モデル以降、57ページまで、本文中で引用している主な調査結果等を、これまでの資料の中から抜粋をして添付をしております。

事務局からの説明は以上でございます。

もう一点、本日、高橋祥友委員の方から先月末にまとめました。文部科学省の「子どもの自殺予防のための取組に向けて」ということで、報告書をいただいておりますので、併せて配付をさせていただいております。

以上でございます。

中村座長 ありがとうございます。いよいよ報告書がまとまってまいりましたけれども、報告書案をつくるに当たっては、本当にたくさんの御意見をいただいております。ありがとうございます。あらかじめお送りしていただいていると思います。更に御意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。

では、皆様の御意見が出るまでに、高橋先生、文科省の資料について御説明いただけますか。

高橋祥友委員 配付資料を見ていただければ、わかると思いますので、簡単に説明します。わが国では、子どもの自殺予防に関しては、ほとんど何もやってこなかったというのが現状です。

それで、文科省の検討会で、約半年かけて、自殺予防に関する提言をまとめました。それが第一次報告となりました。これは、これから進むべき方向性に関する総論であります。本当に何もしていないので、実際にやらなければならないことばかりです。ただし、すべて実施するとなると、予算も人も足りません。

ですから、この提言では、その中でも今すぐすべきことと、今すぐにできることの4項目に絞っています。子どもの自殺の実態の把握、教師を対象とした子どもの自殺予防についての教育、自殺が起きてしまった後に他の生徒や遺族に対するケア、文科省のウェブサイトにも自殺予防に関するQ & Aを掲載する。直ちに実施すべき項目は、提言の32ページに掲載されていますので、どうぞ、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

中村座長 ありがとうございます。では、報告案について、御意見がございましたらどうぞ。これまでにかなりたくさん御意見をいただいて、できるだけ皆さんの御意見を盛り込んで全体をまとめたつもりでありますけれども、特にいらっしゃいませんか。

どうぞ。

斎藤委員 意見というよりも、感謝と報告を申し上げたいと思います。

世界自殺予防デーについて、22ページに明記をしていただいて、大変うれしく思っております。私ども「いのちの電話」は、国際自殺予防学会と連携して、世界自殺予防デーを4年前に試行的に始めて、2004年から正式に実施をしてきたんです。

日本では、12月1日をいのちの日としたといういきさつがありまして、私どもの組織では12月1日を基点として1週間、自殺予防のための電話相談を実施してきました。実は、今年度から、これを9月10日と早目に設定することにいたしました。

この件に関しては、厚生労働省と協議をしながら、今、準備を進めておりまして、ほぼ御承認をいただいておりますので、やはりこういう国際的な連携の下でやるということは、大変意味のあることですから、このことについて大変感謝をしています。そして、また報告書について、きちんと明記をしていただいたことを大変喜んでおります。ありがとうございました。

中村座長 今、おっしゃったことはとても大事なことです。

ほかにいらっしゃいませんか。すべてをおっしゃり尽くしたようですね。

どうぞ。

清水委員 前回の後半で厚生労働省の検討会の報告書との兼ね合いについてお伺いした件があるんですけども、それは連絡会議で、内閣府の方と厚労省の方がお話しされて何かあったのかどうか、もし、あったようであれば、御報告いただけないかと思っております。

中村座長 事務局、お願いします。

高橋参事官 各省庁の連絡会議は、先週ございまして、私どもの方には、未遂者、遺族支援の在り方検討会で、意見のとりまとめということで、こういうものを内閣府の方にお出ししたいという案文の方をいただいております。今後、自殺総合対策の大綱の策定に当たりまして、この在り方検討会の報告書とともに、厚生労働省の意見のとりまとめについても、それを参考としながら作業をしていきたいというふうに考え

ております。

中村座長 よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。
どうぞ。

鷓養委員 学校ということで、今回、いろいろ発言をさせていただいて、中にも随分いろんなことを織り込んでいただきました。本当にありがとうございました。

先ほど高橋先生の方からお話がありましたけれども、文科省の方で、子どもの自殺対策、そういうことについての委員会があり、もう一つ文科省の方で、今、いじめについての委員会もあり、その中でも自殺ということも扱っています。

そして、今回の自殺総合対策というところで、子どもだけではなく、学校に関わる教職員とか、その方たちのことも含めまして、学校というところを特別の場ではなく、人間が成長していく場、学ぶ場でもあり、働く場でもあるという認識の中で取り上げていただきましたことを本当に感謝しております。ありがとうございました。

中村座長 ほかにいらっしゃいませんか。特にないようでしたら、これをまとめとさせていただきますたいんですが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

中村座長 では、報告書(案)の(案)を取りまして、報告書とさせていただきますと思います。これを高市大臣にお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

中村座長 では、事務局で報告書の準備をしていただけますか、お願いします。

(中村座長から高市大臣へ報告書を手交)

中村座長 では、あいさつをお願いします。

高市大臣 失礼いたします。昨年の11月以来、8回にわたりまして、お一人ひとりお忙しい先生方でございますのに御参集をいただき、非常に熱心な御議論をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。中村座長の議事進行も、本当に丁寧にしていただいて、本当にお疲れ様でございました。

私自身、2回目に伺いまして、その後、予算審議ということで、ほとんど国会の方に呼ばれておりました。しかし、毎回の議事録は隅から隅まで拝読いたしておりました。大変活発に、それぞれの御専門の立場からすばらしい見解をお示しいただきましたことに、感謝申し上げます。

今まで中心だった精神疾患対策、これも勿論重要ですが、社会的な要因も取り除いていかなければいけない。総合的な実施という視点、特に多重債務ですとか、失業ですとか、長時間労働ですとか、それから匿名性のあるIT社会、こういったものへの対応という時代に合った視点も盛り込んでいただきました。

また、他人事ではないんだという視点、自殺というのは、うちの家族では関係ない話だというのはなくて、それぞれがサインに気がつく、そしてまた、自分自身の心のバランスを保つための努力もしなければいけない、そして、万が一、そういったことが起きたときに、地域社会で支えていかなければいけない、一人ひとりが主役であるという主体的な取組みに向けての御視点もいただきました。

また、未遂者支援や御遺族への支援などの事後対応の重要性、そして教育の大切さ、こういった視点からも、随分具体的な御提案をいただきました。

今回、検討会の報告書を取りまとめでいただきまして、先ほど文部科学省の方のお

取組みですとか、それから厚生労働省の話ですとか、いろいろ御意見もございましたが、ここで議論していただきましたことが一番広範で総合的なものでございますから、今後、大綱の素案づくりに向けましては、各省との協議も続けますが、こちらの御議論がたたき台の中心になっていくことかと思えます。

今後は、自殺総合対策会議で大綱の素案を検討いたしまして、そして、4月下旬ぐらいからになるかと思いますが、パブリック・コメントをさせていただき、各党への御説明などもさせていただき、そして、5月の下旬には、自殺総合対策会議で大綱案を検討いたしまして、そして閣議決定へと、こういった道のりになってまいります。

今後、長い取組みになりますから、推進体制が必要であるという御提言もいただいているようでございますので、これは政治的な動きもしなければいけないかと思えます。しっかりした体制をつくりますとともに、これからも先生方のお知恵をいただき、御指導いただきながら、本当に生きやすい社会、日本に生まれて、生きていてよかったと、たった1回の人生ですから、皆さんがそういう思いを持てるような社会づくりに頑張っていきたいと思えますので、どうか先生方にも、これからもよろしくお力添えをお願い申し上げます。

本当に8回にわたりますして、熱心な御議論、ありがとうございました。感謝申し上げます。

中村座長 どうもありがとうございました。本当に、今、ほっとしております。委員の皆様、8回にわたって、こういう季節にかなり頻繁に開かせていただきまして、それぞれお忙しいのに、ほとんど欠席がなく参加していただいて、本当にありがたく思っております。ありがとうございました。

私は、実は、生きているということについては長い間研究をしてまいりましたけれども、自殺ということについては特段、社会の一員としての関心は勿論ございましたけれども、特段研究をしていたわけでもない。そういうものが座長をするということに少しちゅうちょがあったんですけれども、事務局の側から、今、高市大臣もおっしゃいましたように、これは特別なことではないんだ。生きていることの裏側にあることとして考えたいんだというお話があったものですから、それだったら一緒に考えさせていただこうと思ってお引き受けしました。

皆様の御議論をうかがっていて、申し訳ございません、私が一番勉強させていただいたのではないかと思います。本当にありがとうございました。

今回の特徴は、やはり総合的ということだと思います。各省庁で、これから議論もありますし、いろいろな対策が取られると思えますけれども、それにも関わって、ここで出した総合的ということが生かされるとよいと思えます。政府で、今度は自殺総合対策大綱をおまとめになると思うのですけれども、この意見を是非十分に生かしていただきたいと思えます。

本当にどうもありがとうございました。一番お礼を申し上げなければいけないのは、私でございます。

あとは事務的なことですが、今日は最後の検討会ですので、議事録を集まっていたいて御確認いただくことができません。事務局から、それぞれの皆様にまたお送りさせていただいて確認ということで、私の判断で公表させていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

中村座長 では、そうさせていただきます。事務局から何かありますでしょうか。

柴田政策統括官 最後に先生方には、重ねて、本当にお忙しいところ8回にわたりました。ありがとうございました。

それから、私ども事務局として一生懸命やらせていただきましたけれども、いろいろ不手際とか、また、失礼なことがあったかもしれません、お許しをいただきたいと思います。それから、今後、大綱の素案あるいは大綱案をまとめて、段階を踏んで大綱になっていくわけですけれども、また節目節目には、先生方に状況を報告したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

中村座長 では、これもちまして、自殺総合対策の在り方検討会を終了いたします。本当にありがとうございました。

閉会